

令01原機(科保)082  
令和2年3月2日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 児玉 敏雄

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所

核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定について、別紙のとおり変更認可を申請いたします。

## 原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定の変更の内容及び理由

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定の主な変更の内容及び理由は、以下のとおりである。なお、変更内容の詳細は別添に示す。

### 1. 変更の内容

(1) 東海第二発電所緊急時対策所等の設置に伴う周辺監視区域変更

1) 第2編別図第2について、周辺監視区域の一部を変更する。

### 2. 変更の理由

(1) 東海第二発電所緊急時対策所等の設置に伴う周辺監視区域変更

日本原子力発電株式会社の東海第二発電所に緊急時対策所等を設置する用地として原子力科学研究所北側の敷地の一部を貸与するため。なお、法令に定める周辺監視区域について講ずべき措置に関しては、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構と日本原子力発電株式会社との「周辺監視区域等の使用に関する覚書」に基づき、引き続き実施する。また、今回の周辺監視区域変更に伴い変更する周辺監視区域境界付近において、周辺監視区域に業務上立ち入る者が受ける原子力科学研究所の施設からの実効線量が1年間につき1 mS vを超えるおそれのないことを、原子炉設置変更許可申請書及び核燃料物質使用変更許可申請書の計算条件及び計算方法を用い、確認している。

### 3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、変更後の周辺監視区域境界に標識を設置した日と同日から施行する。

以上

別添

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所 核燃料物質使用施設等保安規定  
新旧対照表

第2編 放射線管理

令和2年3月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第2編 放射線管理)

変更前	変更後	備考
<p>第2編 放射線管理</p> <p>目次 (省略)</p> <p>第1章 (省略)</p> <p>第2章 管理区域等の管理 第1節 ～ 第2節 (省略)</p> <p>第3節 周辺監視区域の管理 (周辺監視区域の指定)</p> <p>第16条 周辺監視区域は、別図第2に示すとおりとする。</p> <p>第17条 (省略)</p> <p>第4節 ～ 第6節 (省略)</p> <p>第3章 ～ 第8章 (省略)</p> <p>別表第1 ～ 別表第24 (省略)</p> <p>別図第1 (その1) ～ 別図第1 (その11) (省略)</p>	<p>第2編 放射線管理</p> <p>目次 (変更なし)</p> <p>第1章 (変更なし)</p> <p>第2章 管理区域等の管理 第1節 ～ 第2節 (変更なし)</p> <p>第3節 周辺監視区域の管理</p> <p>第16条 (変更なし)</p> <p>第17条 (変更なし)</p> <p>第4節 ～ 第6節 (変更なし)</p> <p>第3章 ～ 第8章 (変更なし)</p> <p>別表第1 ～ 別表第24 (変更なし)</p> <p>別図第1 (その1) ～ 別図第1 (その11) (変更なし)</p>	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第2編 放射線管理)

変更前	変更後	備考
<p>別図第2 周辺監視区域</p> <p>.....: 周辺監視区域境界</p>	<p>別図第2 周辺監視区域</p> <p>.....: 周辺監視区域境界</p>	<p>☁️: 周辺監視区域境界の変更</p> <p>東海第二発電所緊急時対策所等の設置に伴う変更</p> <p>注) 雲線枠は、変更箇所を示すものであり、変更内容に含まない。</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第2編 放射線管理)

変 更 前	変 更 後	備 考
別記様式第1 ～ 別記様式第5 (省略)	別記様式第1 ～ 別記様式第5 (変更なし)	